

令和6年度次世代平和人材育成促進業務委託契約書（案）

- 1 業務名 令和6年度次世代平和人材育成促進業務
- 2 履行場所 仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和7年1月31日まで
- 4 委託料金 円（うち消費税及び地方消費税 円）
- 5 契約保証金

上記の業務について、

発注者 長崎県知事 大石 賢吾（以下「甲」という。）は、

受注者 （以下「乙」という。）との間に、別添

の条項により委託契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 長崎市尾上町3番1号  
長崎県知事 大石 賢吾 印

乙

（委託事項）

第1条 甲は、乙に別紙仕様書のとおり頭書記載の業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙は、これを受託する。

（報告及び検査）

第2条 乙は、甲に対し、委託業務完了後、遅滞なく甲が指示する様式による業務完了報告書（成果物を含む。以下同じ。）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から起算して10日以内又は履行期間終了日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに検査を行うものとする。

3 乙は、業務内容が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。

( 委託料の支払方法 )

第 3 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、甲に対して委託料の請求をすることができる。

2 甲は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、これを受領した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

( 権利義務の譲渡等 )

第 4 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定している日の 2 日前（「長崎県の休日」に規定する休日を除く。）の財務会計端末機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

( 契約不適合責任 )

第 5 条 甲は、引き渡された成果物（引渡しを要しない場合にあっては、甲が完了確認をした業務（無形目的物）をいう。以下同じ。）が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し成果物の修補、代替物の引渡し（引渡しを要しない場合にあっては、代替の業務（無形目的物）の実施をいう。）又は不足分の引渡し（引渡しを要しない場合にあっては、不足分の業務（無形目的物）の実施をいう。）による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け  
る見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項又は第3項の規定は、引き渡された成果物の契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）が甲の提供した材料の性質又は甲の与えた指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

5 甲は、引き渡された成果物に関し、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）であるときは、当該不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、乙が甲に成果物を引き渡した時（引渡しを要しない場合にあつては、甲が業務の完了確認をした時）において、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（甲の任意解除権）

第6条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第8条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 委託期間内に業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第5条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の業務完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する

意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第 11 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 9 条 第 7 条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第 10 条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱(平成 22 年 9 月 13 日施行)別表 1 に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。

- 2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 3 第 1 項の規定により契約が解除された場合は、乙は委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。
- 4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の催告による解除権)

第 11 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 12 条 前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第 13 条 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、甲が利益を受ける可  
分な成果物がある場合は、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受け  
るものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既済部分（引渡しを要しな  
い場合にあつては、甲が利益を受けるものとして完了確認をした業務の既済部分をいう。）  
に相応する委託料を乙に支払わなければならない。
- 2 甲は、業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理につ  
いては甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

（甲の損害賠償請求等）

- 第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠  
償を請求することができる。
- (1) 委託期間内に業務を完了することができないとき。
  - (2) 引き渡された成果物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第 7 条又は第 8 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が  
不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、委託料の 100  
分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 7 条又は第 8 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によ  
つて乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成 16 年法律第 75  
号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成 14 年法律  
第 154 号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成 11 年法律  
第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場  
合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰  
することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しな  
い。
- 5 第 1 項第 1 号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じ、委託料に対し契約  
締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8  
条第 1 項の規定に基づき定められた政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率（以下  
「財務大臣が決定する率」という。）と同率の率を乗じて計算した額（円未満の端数が生

じた場合はその端数を切り捨てた額)を乙に請求することができるものとする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 業務の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙の損害賠償請求等)

第16条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 甲の責めに帰すべき事由により、第3条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につきその遅延日数に応じ、契約締結日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(著作権の譲渡)

第19条 乙は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

(著作者人格権の不行使)

第 20 条 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

( 指導及び監督 )

第 21 条 甲は、この契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

( 協議 )

第 22 条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則 ( 昭和 39 年長崎県規則第 23 号 ) の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

## 契約書第4条第2項の用語の説明

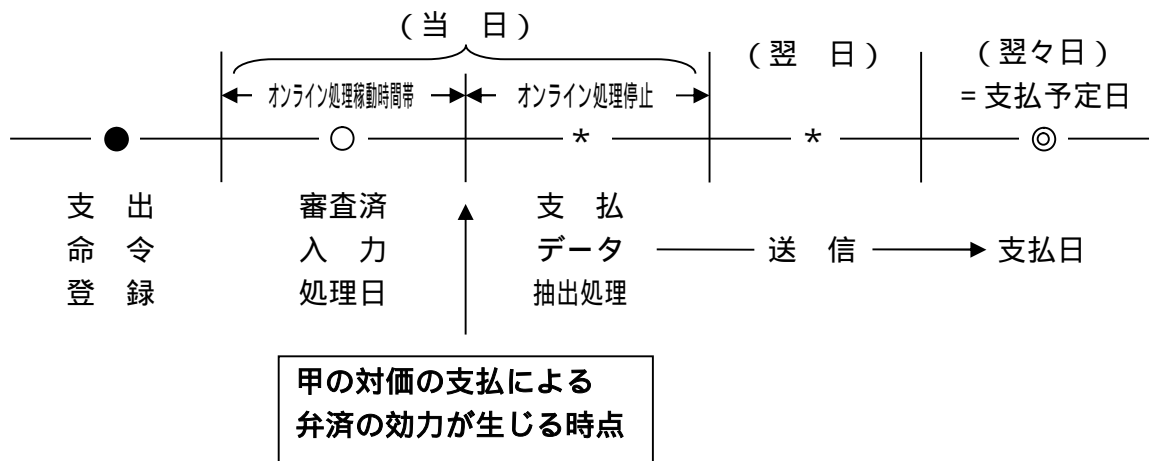
### < 審査済入力 >

支払いをするために出納員が審査・決裁したものを端末機に登録すること。

### < 端末機の運用時間 >

出納員等が端末機へ入力することができる時間のこと。

### < 支払いの流れ図 >





## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### ( 基本的事項 )

第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### ( 秘密の保持 )

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### ( 適正な取得 )

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### ( 適正管理 )

第 4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### ( 事業所内からの個人情報の持出しの禁止 )

第 5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

#### ( 目的外利用及び提供の禁止 )

第 6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### ( 複写又は複製の禁止 )

第 7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### ( 再委託の禁止 )

第 8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第

三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

#### **(資料等の返還)**

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

#### **(業務に従事している者への周知)**

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

#### **(管理体制)**

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制を確保しなければならない。ただし、この契約により取扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

#### **(従事者等に対する教育)**

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

#### **(特記事項の遵守状況の報告)**

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

#### **(調査)**

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

#### **(事故報告)**

第 15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及びき損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**(派遣労働者の利用時の措置)**

第 16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

**(個人情報の取扱いに関する罰則)**

第 17 法に規定される個人情報の取扱いに関する罰則は、以下のとおりである。

(1) 業務に従事している者又は従事していた者に対する刑罰

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき | 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第176条） |
| その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき                                 | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第180条）  |

(2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

この契約による業務に従事している者又は従事していた者が行った(1)の行為については、法第179条の規定に該当する場合には、乙（法第184条第1項の法人又は人をいう。）に対しても、1億円以下の罰金刑が科せられる。

**(特定個人情報の取扱いに関する罰則)**

第 18 特定個人情報の取扱いに関する番号法第9章に規定される罰則のうち、この契約による業務に関するものは、以下のとおりである。

(1) 個人番号利用事務（番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者に対する刑罰

|   |                               |
|---|-------------------------------|
| 正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したとき | 4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらの併科 |
| 業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき  | 3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又はこれらの併科 |

(2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者が行った  
(1)の 又は の行為については、乙に対しても、1億円以下の罰金刑が科せられる。